明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二六）　一

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、国立大学法人九州大学参加者事前確認公募、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、押収物還付関係　一四
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○農林水産省令第二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十一日

農林水産大臣　坂本　哲志

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）	別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

改正後

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ケトプロフェンを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸クロルテトラサイクリン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
ケトプロフェン及びツラスロマイシンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。）	１日量として体重１kg当たりケトプロフェン３mg以下及びツラスロマイシン2.5mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前24日間
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～９　（略）

改正前

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ケトプロフェンを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸クロルテトラサイクリン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～９　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。